

クレーン(つり上げ荷重5トン未満)の運転に係わる特別教育について

労働安全衛生法第59条第3項の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン(天井クレーン、ホイスト式天井クレーン、橋形クレーン、テルハ等)の運転業務は、特別教育を受講した者でなければ従事させることはできません。

当今治支部では、この特別教育の学科教育について下記のとおり実施しますので、関係労働者を是非受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時、会場等

日 時	会 場	科 目・時 間	定 員
令和元年 12月2日(月) 08:45~19:20	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5 電話 0898-32-3337	①クレーンに関する知識 3時間 ②原動機及び電気に関する知識 3時間 ③クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2時間 ④関係法令 1時間	45名

2. 受講資格
- 下記申込書の受講資格のとおり
3. 受講料
- 協会員7,700円、一般11,000円、テキスト代 1,705円 (全て消費税10%含む)
※消費税率の改定に伴い10月以降の特別教育より消費税率を10%に改定させていただきます。
4. 修了証
- 全科目受講した方に特別教育修了証をお渡しします。
事業者には3年間保存義務のある特別教育受講証明書を発行します。
5. 申込要領
- ①申込先 (公社)愛媛労働基準協会今治支部
〒794-0015 今治市常盤町4-5-4 今治中央ビル2階 電話 0898-22-6806
②申込方法 下記の申込書の※欄以外は全部記入し、受講料を添えて申し込んでください。
③申込期間 10月2日(水)~ 11月18日(月) (期間内でも、定員になり次第締切ります。)
6. その他
- ①納入した受講料等は、欠席しても返戻いたしません。
②遅刻早退者には、修了証の発行はできません。
③受講申込書の太枠記載内容に基づき修了証を作成しますので、正確に記入してください。
④駐車場は有料の地下駐車場および近隣の駐車場をご利用ください。

切 り 取 り 線

クレーン運転に係わる特別教育 受講申込書・修了台帳

※テキスト購入 ☐ 当日渡 ☐ 渡済 ☐ 不要

※受付番号		※修了証番号	
ふりがな			男・女
氏 名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	受講 年 月 日
現住所	〒		
受講資格	次の実技教育を実施したこと ①クレーンの運転 3時間 ②クレーン運転のための合図 1時間		
証明欄	受講資格の実施について、事実と相違ないことを関係書面等で照合し、確認したことを証明します。 年 月 日 〒 所在地 事業所名 電話番号		
協会員等	協会員 ・ 一般		

受 講 票

[クレーンの運転に係わる特別教育]

※テキスト ☐ 当日渡 ☐ 受講者持参

※受付番号	
氏 名	
受講月日	令和元年 12月 2日(月)
時 間	08:45 ~ 19:20
会 場	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5
①クレーンに関する知識	
②原動機及び電気に関する知識	
③クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	
④関係法令	

(公社)愛媛労働基準協会今治支部

講習に係る問合せは、TEL0898-22-6806まで

注1)筆記用具持参のこと

注2)受講票は講習当日受付に提示し、受講中は机上に置くこと

注3)駐車場は有料の地下駐車場及び近隣の駐車場をご利用ください。